

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点



平成22年度の税制改正大綱にともなう「納税者の権利擁護」
「課税の適正化・税制の信頼確保に向けての罰則強化への方策」

納税者権利憲章（仮称）の早急な制定など

更正の請求に係る期間制限の調整

韓国をはじめ国際的にも通例となっている、納税者の権利擁護を定めた「納税者権利憲章（仮称）」の早急な制定が検討されている。現在、申告納税額が後日過大であることがわかった場合の救済期間（更正の請求期間）は法定申告期限から一年以内となっているが、過少申告などの税務当局からの更正決定による追徴課税の期間が7年であるのに比して極端に短くなっている。納税者の利便性や権利保護の立場から従来から要望している更正請求期間を延長すべく、期間の見直しが行われる。

国税不服審判所取引などの改革

税務訴訟の事前審査期間として設置されている「国税不服審判所」の制度の改革。そのほか、社会保障・税共通の番号制度の導入に向けて国家戦略室を中心に対応されることになった。

脱税犯と秩序犯に係る法定刑の引き上げ

具体的には脱税犯と秩序犯の法定刑の引き上げ、税務職員の守秘義務違反かつ秘密漏洩に対する罰則の見直しにわかれる。

脱税犯に対する法定刑の引き上げでは、直接税（法人税や所得税など）及び間接税（消費税など）の脱税に係る懲役刑の上限が現行の5年から10年に引き上げられる。但し印紙税は3年になる。

また、直接税及び間接税等の脱税犯の罰金刑の上限（定額部分）が、直接税及び消費税について1千万円に、消費税を除く間接税等については百万円、源泉所得税不納付犯に係るものは現行の百万円から二百万円にこれを除く源泉所得の脱税犯に係るものは現行五十万円から百万円まで引き上げられる。

また、税制上の各種の義務違反（秩序犯）例えば、記帳義務違反や申告書の不提出、帳簿書類の不提出、税務調査忌避などの秩序犯に係る罰則は直接税と同じく一年以下の懲役が課され罰金とともに併科されることになる。

租税罰則規定の見直しの概要

脱税犯 現行5年以下の懲役もしくは五百万円以下の罰金または併科

改正案 10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金または併科

秩序犯 現行1年以下の懲役もしくは20万円以下の罰金

改正案 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

税務職員の守秘義務違反 現行2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

改正案 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金



...ビジネススポット...

気を付けなければいけない

会社のカードで貯まるマイルやポイント

法務管理室 露口 祐子

会社のカードで貯まるマイルやポイントは誰のもの？

最近多くの企業が「ポイント」で固定客を確保しています。会社が利用している航空会社の「マイル」ショッピングカードなどの「ポイント」など、貯まると飛行機の優待航空券や色々な商品・商品券などと交換できる仕組みです。

もともと、これらのカードは会社の経費を清算するために利用されている。会社の出張旅費や会社の用品備品や接待交際費の支出のためのカードである。累積したマイルやポイントで受ける経済的な利益は当然会社に帰属させなければなりません。もし、役員や社員個人がその利益を受けることになると、会社の利益を私物化したこととなります。堅苦しく言えば「横領」や「背任」の罪になるでしょう。

うっかり優待航空券で家族旅行でもしたならば、そんな誤解も受けることになるでしょう。税務面で考えてみれば、現実的には法人に帰属する利益を個人が利用した場合は、その個人が社員であれば賞与として源泉徴収の対象となります。もしポイントの利用者が会社の役員であった場合は、同じように「賞与」と見做されますが、役員賞与は経費に算入されないの法人所得に加算され、法人税と関連する地方税、さらにはご本人の源泉所得税が併課されることとなります。もし、悪質とみられると「重加算税」の対象になるかもしれません。高額な個人所得の場合には、その経済的利益の額以上の税負担になるかもしれません。

ポイント交換に注意する経理処理

マイルやポイント交換に際して、その評価額を一旦会社の「雑収入」として受け入れ、帰属先から（役員や社員）からその評価額を受領しなければなりません

交換した評価額 を 100,000 円とすれば次のような経理を求められます。

（仮払金）100,000 円 （雑収入）100,000 円 （現金）100,000 円 （仮払金）100,000 円

交換した物品が、会社で使用する備品や消耗品であれば、経費算入限度額までは課税されことはありませんが、交換した物品の明細など会社で使用する物品であることを証明しなければなりません。



なぜ！今、経営計画なのか？

未来を明示しなければ資金調達が出来ない

未来が見えなければ社員の夢がない

第二課長・上木戸信明

貸借対照表で見える資金のカラー

運転資金の調達と運用

このような言葉を告げられたことのある会社が多くあります。会社の血液ともいえるお金を循環出来なければ、いかに優秀な技術・商品を有していても貴方の会社の将来について銀行は消極的に判断するでしょう。スムーズに資金調達が出来てこそ会社の明日があります。もし、資金調達がスムーズに行かなければ社長さんは本来の業務に専念することが出来ません。その結果は当然会社の業績に大きな失点を与えることとなります。資金調達に成功するかどうかは「経営計画書」の作成の仕方如何にあります。天国と地獄の別れ道ともいえるでしょう。

また、将来の経営のカギを握るのは順調な資金調達、そして社長様に明日を預けた社員やその家族の生活を運命までも左右します。

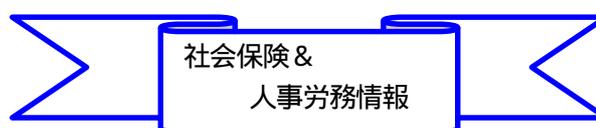
設備資金の調達と運用

経営計画書の一部お金・資金の流れの過去を分析することによって無駄や問題点が鮮明になります。会社の資金は事業経営の必要性で運用されるべきであるのに、直接事業経営に関係の無い所に流れている場合が少なくありません。本来資金の調達と運用はその資金の用途別に調達し、運用すべきであるのにそのバランスが崩れたために資金ショートを起こしています。

投資資金の調達と運用

お金には色はついていません。個人で持つお札も会社のお札もカラーで区分していません。しかし会社経営においては絶対的に用途別のカラーをつけなければなりません。

その色分けはまず「運転資金」でしょう。日々の取引上絶対に必要な仕入資金や手形決済資金・人件費や毎月の諸経費に使うべき資金で、次に会社の設備の取得に必要な資金としての「設備資金」です。機械設備や諸設備、大きくは土地や建物の取得、昨今ではソフトウェアといった無形の設備投資があります。最後に「投資資金」です。有価証券の取得や他企業に対する投資のための資金です。資金ショートの大きな原因はこのカラーの使い分けを誤ったために発生する場合があります。



社会保険労務士 嶋田亜紀

国民健康保険情報 ~ 国民健康保険料の軽減措置が強化されました ~

国民健康保険料は前年の所得に基づき計算され徴収されるため、退職後、収入が少なくなったにもかかわらず保険料の負担は大きく、事前に準備をしなければ支払いが大変です。

昨今、事前の準備をすることが困難な非自発的失業者(解雇・雇い止めなどにより離職した方)が支払いに困窮する事例が増加していることから、この対策として国民健康保険料の軽減措置が施行されました。

< 軽減措置の概要 >

次の失業者の国民健康保険料については、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を、30/100として算定されます。

- ・ 雇用保険の特定受給資格者(解雇などにより離職した者)
- ・ 雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどにより離職した者)

< 軽減措置の試算 > 夫婦・子1人の場合

前年の収入	協会けんぽ 在職中(年額)	退職後保険料(年額)	
		協会けんぽ任意継続(1)	国民健康保険 軽減措置適用後
500万円	23.4万円	31.5万円	14.8万円(本来額の2割軽減)
300万円	14.0万円	29.2万円	8.5万円(本来額の5割軽減)
150万円	7.0万円	14.1万円	4.8万円(本来額の7割軽減)

協会けんぽ・国民健康保険の保険料率は全国平均で算出しております。

(1)任意継続被保険者・・・退職等した後、資格喪失の前日まで「継続して2月以上」被保険者であった人については申し出により2年間継続して被保険者となることができます。保険料は「退職時の標準報酬月額」が「28万円の標準報酬月額」のどちらか少ない額に、保険料率(大阪93.8/1000)を乗じた金額です。

当該軽減制度に該当されない場合でも、市区町村の条例による減免制度の対象となる場合もあります。

《事務所つうしん》

平成 22 年 5 月事務所カレンダー（主な行事と税務等）

日 程	業 務 ・ 行 事 等	備 考
1 日(土)	第一土曜日お休みです	
3.4.5 祝日	憲法記念日・みどりの日・子供の日でお休みです	
8 日(土)	第二土曜日実務研修会	法務担当(露口)
10 日(月)	4 月分の源泉所得税と住民税の納期限	
15 日(土)	第三土曜日でお休みです	
22 日(土)	第四土曜日実務研修会	法務担当(露口)
24 日(月)	3 月決算法人の決算書・申告書の審理	法務担当(露口)
28 日(金)	3 月決算法人の確定申告書提出 (e t a x)	総務担当
31 日(月)	6 月の月例会議 6 月の業務計画と 5 月の業務反省	総務担当

職員バースデー（5月）...おめでとうございます...

法務管理室室長 露口 祐子 （8日）

監査第一課 久富木啓介（28日）

今月のミニ金融情報

..... 日本政策金融公庫の貸付利息等(22年4月14日現在)

日本政策金融公庫	経営改善資金	5年以内	1.95%
同	普通貸付	5年以内	2.25%
同	同	6年以内	2.35%
同	同	7年以内	2.45%
同	同	8年以内	2.55%
同	同	9年以内	2.65%
同	同	10年以内	2.75%

5月のマルケー融資審査会は5月27日(木)、審査会には所長が審査員として出席します

ワンポイントアドバイス

小切手は原則として「線引き小切手」にしましょう！

小切手は、落としたり紛失・盗難に遭うと、現金と同じで受取人の名前がないのでその小切手の所持人（持参者）に支払われます。

しかし、線引き小切手によってその被害を最小限に食い止めることができます。

線引き小切手とは、普通の小切手の表面に2本線を引いた小切手で、手で書いても良いですし「銀行渡り」などと書いた2本線のゴム印もあります。どのような形式でも表面に2本線があれば「線引き小切手」として、その小切手の所持人が銀行の取立を通じてのみ決済されますので、すぐ現金化する事が出来ません。

線引き小切手は前述の線引き小切手以外に特定の銀行名を記載した特定の線引き小切手も有りますが一般的には利用されていません。

銀行から小切手帳を受け取ったらまず、すべての小切手に2本線のゴム印を押印しておきましょう。もし、会社で現金化するときは「裏印」でOKです。

